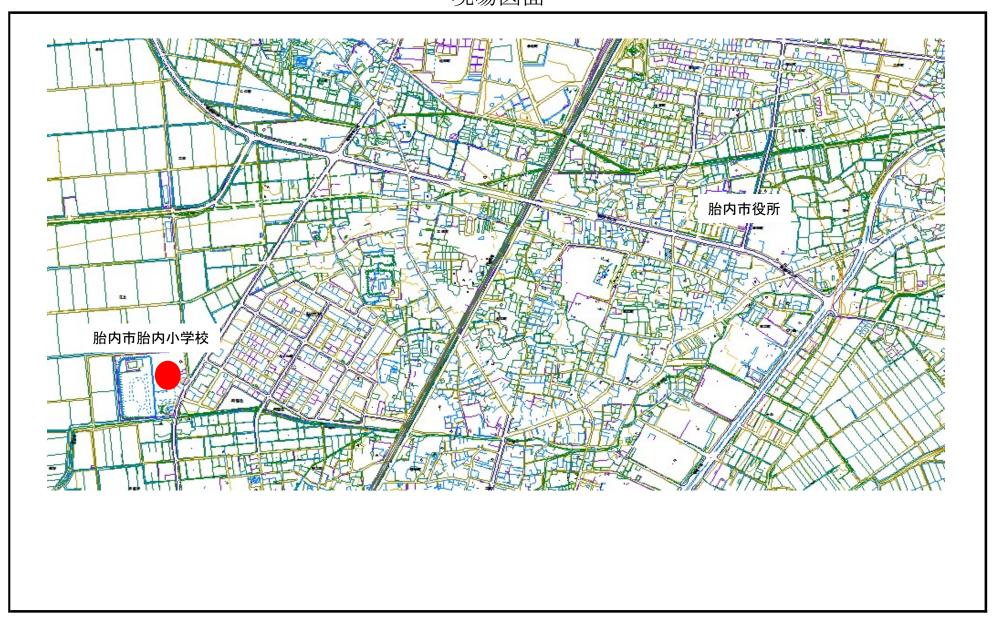
会和7	年度 胎内市放課後児童クラブ冬芽	旧海骨紫敦	委託 実施	設計書	調	查			
11 J.H t	十次 加州が城内が重クノノベラ	如连百未伤			設	計			
	業務委託番号	履行場所•納入場所							
			胎内市	江上		地卢	7		
	実施・元			変	更				
設 計 往		円					円		
契 約 往		円					円		
(內消費税額	(	円)	(				円)		
履行期間等	令和7年12月23日から令和8年1月8日まで								
実 施 胎内 (元) 設計概要	京放課後児童クラブ冬期運営業務委託 1.0式	変更設計概要							

# 委 託 費 内 訳 書

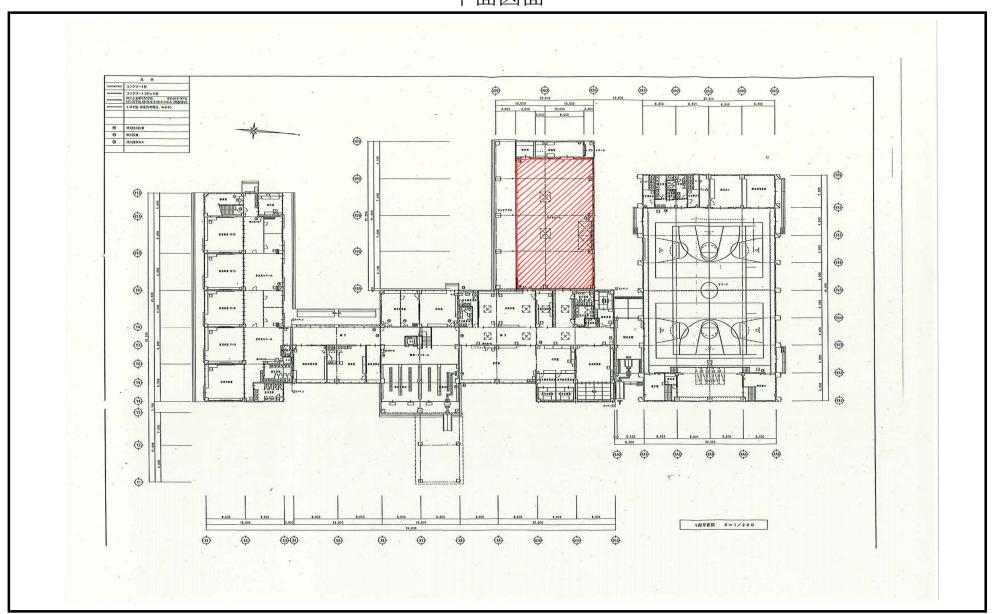
₩.3k IZ /\	実 施 設 計			変更設計			計	適用	
業務区分	数量	単位	単 価	金額	数 量	単位	単 価	金 額	週 用
直接人件費									
人件費	1	式							
直接経費									
消耗品費	1	式							衛生用品、おもちゃ、書籍
An Arren att									
一般管理費	1	式							
小計									
消費税相当額									放課後児童クラブは社会福祉法上の第 2種社会福祉事業として規定されるた め、社会福祉関係事業非課税の対象に 該当する。
業務委託料計							n.t.	. 1 .	

胎内市

# 現場図面



平面図面



# 胎内市放課後児童クラブ冬期運営業務委託仕様書

胎内市放課後児童クラブ冬期運営業務委託については、次により実施するものとする。

# 1 目的

本事業は、胎内市が小学生の冬休み期間中における放課後児童クラブ(以下、「第2胎内なかよしクラブ」という。)を開所し、保護者の就労等により、 冬休み期間中の昼間家庭が常時留守となる児童に居場所を提供するととも に、保護及び育成を行うことを目的とする。

### 2 委託期間

令和7年12月23日から令和8年1月8日まで

#### 3 実施場所

名称	住所				
胎内小学校	胎内市江上470番地				

#### 4 対象児童

保護者が就労等により冬休み期間中預かりを希望する児童を対象とする。

# 5 開所期間及び開所時間

第2胎内なかよしクラブの開所期間は、令和7年12月23日から令和8年1月8日までとし、開所時間は、午前7時30分から午後7時までとする。ただし、12月23日、24日、1月8日のみ放課後から午後7時までとする。

#### 6 休所日

第2胎内なかよしクラブの休所日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 令和7年12月29日~令和8年1月2日

# 7 法令等の遵守

受注者は、本仕様書のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)を始めとする関係法令、胎内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年11月5日条例第32号、以下「基準条例」)を遵守すること。

### 8 業務内容

受注者が行う業務内容は次のとおりとする。

- (1) 第2胎内なかよしクラブにおける保育業務全般
- (2) 利用児童の安全管理、生活指導、遊び等の指導
- (3) 市・保護者・学校・医療機関等との連携
- (4) 施設、附属設備及び物品の保全
- (5) 施設内の清掃及び環境整備
- (6) その他第2胎内なかよしクラブの運営に必要な業務

# 9 保育に従事する職員の資格等

第2胎内なかよしクラブの保育に従事する職員の資格は次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員等

胎内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者またはそれに準ずる者

(2) 補助員 (放課後児童支援員を補助する者)

児童の保育に知識や経験を持ち、子育て支援に意欲がある者

# 10 保育に従事する職員の体制

第2胎内なかよしクラブの保育に従事する職員の体制は、放課後児童支援員等を1人以上含む常時3人以上の職員を配置することとする。

## 11 保育に従事する職員の健康管理及び研修

受注者は、保育に従事する職員の健康管理及び資質向上のための研修参加について配慮するものとする。

# 12 備品について

施設に付属する備品については、無償で貸与するものとし、貸与する備品については、その使用及び保管に十分注意すること。

## 13 個人情報について

個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

また、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、同様とする。

### 14 その他

受注者は、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。